

お客様各位

寒さの厳しさが日に日に感じられる季節となりました。年末に向けてお忙しい日々を過ごされている方も多いと思います。

さて、今月4日、全国で初めて「ワークルール検定」が実施されました。これは、職場で働く際の労働法上のきまりについて、正確な知識を得るための検定だそうです。

長引く不況のもと、急速なグローバル化に伴う生活形態の変化や男女共同参画社会の実現を目指すなかで、働き方も多様化し、労働問題も多発傾向にあります。

この問題を引き起こしている一つの要因として、雇用する側とされる側の両者が労働基準法や就業規則に対して曖昧であることが挙げられます。

経営者にとってはこのような検定を設けることによって、ただ権利のみを主張する労働者が増えることを不安視する面もあるようです。しかしながら、働く側は自らの立場を守る為、雇用側は離職者を減らし安定した経営を継続する為、この検定が「働きやすい職場の実現」を叶え、両者の目的を同時に満たす良い糸口となり得るかもしれません。

須黒会計インフォメーション

平成 25 年 12 月号

I N D E X

- 1 . 【税務情報】 [平成 24 年度租税滞納状況について](#)
- 2 . 【会計税務】 [年末調整の留意点](#)
- 3 . 【ヒント・ヒント】 [社長選挙](#)
- 4 . 【お役立ち情報】 [経営体力診断のご提案](#)

1. 【税務情報】平成 24 年度租税滞納状況について

今回は国税を滞納するとどうなるか原則的な手続きについてみていきます。

国税の滞納についての取扱いは国税徴収法となります。その目的とは、第一条に「国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保すること」と定めてあります。

最終的な目的は国税収入の確保にあります。申告をして納期限が過ぎると直ぐに差押がされてしまうわけではございません。

徴収の仕方についてもきちんと法律で定められております。通常の差押の要件は、国税を支払わなかった場合は、「納期限から 50 日以内に督促状による督促をし、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに、その督促に係る国税を完納しないときは差押しなければならない」となります。

納税についての計画が立てられない場合には、猶予又は分割等の方法もあります。納税についてもしっかりと資金繰りのなかに考慮頂き、早めの対応が大事になります。

平成25年7月30日に国税庁より平成24年度租税滞納状況について発表されました。

下記に国税庁ホームページより添付致しましたのでご参考下さい。

国税庁ホームページより引用

新規発生滞納額

平成 24 年度においては、これまでに引き続き、期限内収納の実現を図るための期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めました。

その結果、平成 24 年度の新規発生滞納額は、**5,935 億円**となりました。

(平成 23 年度 (6,073 億円) より 138 億円 (2.3%) 減少)

このうち、消費税については、**3,180 億円**となっています。

(平成 23 年度 (3,220 億円) より 40 億円 (1.2%) 減少)

【ポイント】

新規発生滞納額は、引き続き、減少傾向にあり、新規発生滞納額が過去最も多かった平成 4 年度 (1兆 8,903 億円) の 31.4%まで減少しました。

新規発生滞納額の推移(国税庁 HP 参照)

https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2013/sozei_taino/index.htm

2. 【会計税務】年末調整の留意点

・年末調整

今年も年末調整の時期がやってきました。今年からは、所得税だけでなく復興特別所得税も合わせて年末調整を行うこととなりますので、ここでは年末調整のポイントを確認していきましょう。

・年末調整の対象者

年末調整の対象者は、年の最後に給与等の支払いを受ける際に「扶養控除等（異動）申告書」を提出している人で、本年の給与等の総額が2,000万円以下の人です。

扶養控除等（異動）申告書を提出していない人（乙欄適用者）や年の途中で退職した人（死亡退職、著しい心身の障害のために退職した人で、本年中に再就職できないと見込まれる人などを除く）は年末調整の対象にはなりません。

・中途就職者の年末調整はどうする

年の中途就職者については、前職（今年の1月以降に、扶養控除等申告書を提出して、他の会社等から給与の支払いを受けていることをいいます）がある場合には、その会社等から源泉徴収票の交付を受け、その会社等からの「総支給金額」「社会保険料等の控除額」「算出税額（源泉徴収税額）」を合算して年末調整を行うことになっています。

中途就職者の場合、前職があるにもかかわらず、前職分の源泉徴収票が提出されなかったときは、年末調整を行ってはいけないことになっています。

・配偶者控除と扶養控除

控除対象配偶者がある場合には配偶者控除の適用を受けることができます。

控除対象配偶者とは12月31日の現況において生計を一にしている配偶者で、本年分の合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

また、控除対象扶養親族がある場合には、扶養控除の適用を受けることができます。控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち年齢16歳以上の人（平成25年分については、平成10年1月1日以前に生まれた人）をいいます。

扶養親族とは、12月31日の現況において生計を一にしている親族（6親等内の血族および3親等内の姻族で、配偶者は除きます）等で、本年分の合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

・ 合計所得金額の判定はどのように

控除対象配偶者や扶養親族の適用に当たって、合計所得金額が38万円以下であるかどうかの判定をする際に、パートやアルバイトなど給与所得のみの場合には、収入金額から給与所得控除額を控除した金額が、給与所得の金額（合計所得金額）になりますが、給与所得控除額は最低65万円とされているために、給与収入（非課税の通勤手当は除きます）が、年間103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下となります。

・ 障害者控除

本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者に該当する場合には、障害者控除の適用を受けることができます。

扶養親族であれば、控除対象扶養親族でなくても障害者控除の対象となりますので、注意する必要があります。

3.【ヒント・ヒント】 **社長選挙**

東大阪市の石材専門商社、日本石材センターは従業員数140人の会社だが、2年に1度、社長と常務取締役を社内選挙で選んでいる。同社は社員持株制度があり、一般社員がその大半を所有する。社長に立候補できる条件は社員持株会会員であり、41歳から56歳未満。常務取締役は年齢、役職を問わず、誰でも立候補できる。立候補者が1人の時は信任投票。投票できるのは、持株会会員全員。また、社内憲章で「会長・社長は給料以外に賞与・機密費は取らない」「派閥をなくすため副社長・専務等の役職は置かない」「社長・会長は個室は持たない」「会長・社長・全社員との血縁関係者は採用しない」と定めている。

フォーレ所載。

4.【お役立ち情報】 **経営体力診断のご提案**

以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

<ご提案内容>

1. 経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

